

各種無料相談

日…日時 場…場所（記載のないものは役場内会議室） 定…定員 申…申込 問…問合せ

弁護士による法律相談 ※要事前予約

内 契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談
日 ① 7月10日(金)13時～15時30分
② 7月24日(金)13時30分～16時30分
※相談は1組30分まで
定 ① 5名② 6名(いずれも先着順)
※各相談日の2週間前から予約受付
申・問 住民相談室 内 2213

司法書士による法律相談 ※要事前予約

内 相続に関する登記、遺言に基づく不動産登記、会社の登記、債務整理、成年後見開始申立書の作成など手続きの相談
日 8月20日(木)13時～15時
※相談は1組30分まで
定 4名(先着順)
※相談日の1カ月前から予約受付
申・問 住民相談室 内 2213

行政書士相談 ※要事前予約

内 相続、遺言、贈与、離婚協議、農地転用、会社設立の手続きや成年後見制度などの相談
日 7月15日(水)13時～16時
※相談は1組30分まで
定 5名(先着順)
※相談日の1カ月前から予約受付
申・問 住民相談室 内 2213

土地家屋調査士相談 ※要事前予約

内 土地の境界や測量、分筆、合筆などの相談
申・問 住民相談室 内 2213

行政相談 ※予約優先

内 国の業務(医療保険・年金・雇用・道路など)への要望や苦情の相談
日 7月15日(水)9時30分～11時30分
場 総合センター2階研修室
申・問 住民相談室 内 2213

●総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。
相談電話番号 ☎ 0570-090-110

創業相談

内 開業・独立を検討している方や将来起業(創業)を検討している方の相談
日 毎週月～金曜日8時30分～17時15分(祝日除く)
場 伊奈町商工会館
問 伊奈町商工会 ☎ 722-3751

消費生活相談

内 消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについての相談
日 毎週月～木曜日(祝日除く)10時～12時、13時～15時
相談電話番号 ☎ (局番なし) 188
問 伊奈町消費生活センター 内 2291

女性相談 ※予約優先

内 女性相談員によるDV、離婚問題や生活面など、さまざまな困難を抱えた女性の悩みや不安などの相談
日 7月14日(火)・25日(土)10時～12時、13時～14時
※相談は1組50分まで
※相談場所は予約時にご案内します
申・問 人権推進課 内 2241

人権相談 ※予約優先

内 いじめ、ハラスメント、近隣トラブルなどさまざまな悩みの相談
日 7月15日(水)9時～12時
※相談は1組50分まで
場 伊奈中央会館
受・問 人権推進課 内 2241

身体障がい者相談会

内 町が委嘱する相談員による身体障がいに関する悩みや困りごとの相談
日 7月16日(木)13時～16時(当日受付、電話相談可)
問 社会福祉課 内 2122

不動産相談会 ※要事前予約

内 宅地取引有資格者による不動産や空き家に関する悩みごとの相談
日 7月28日(火)13時～16時
※相談は1件30分まで
申・問 7月1日(水)から、都市計画課 内 2442へ

ふくし総合相談窓口

内 福祉全般に関する心配ごとや悩みごとの相談
日 毎週月～金曜日(祝・休日除く)9時～17時
場 ふれあい福祉センター
問 伊奈町社会福祉協議会 ☎ 722-5498

地域包括支援センター土曜日相談

内 高齢の方の介護・福祉・健康・生活などの相談
日 ① 7月11日(土)9時～13時
② 7月18日(土)10時～14時
場 ①パブリックルーム(ウニクス伊奈2階)
②伊奈町南部地域包括支援センター
問 ①伊奈町地域包括支援センター ☎ 720-5656
②伊奈町南部地域包括支援センター ☎ 795-4900

24時間365日受付 虐待通報ダイヤル

埼玉県では、虐待に対応するための通報ダイヤルを開設しています。
相談電話番号 ☎ #7171
※IP電話などの場合は0120-80-7171、どちらも繋がらない場合は048-762-7533へ
問 埼玉県福祉政策課 ☎ 048-830-3391



国民健康保険税・国民健康保険の一部負担金の減免

問 保険医療課 内 2173

町の国民健康保険は、加入者の失業、疾病などで収入が著しく減少し、利用できる資産を活用したり、親族に支援要請したりしても、国民健康保険税の納付や医療機関の自己負担の支払いが難しい場合などに申請すると、減免を受けられる場合があります。

対 世帯の実収入金額の3カ月平均と基準生活費※を比較して一定割合(表1、表2)以下であり、預貯金の額が基準生活費の3カ月分以下の方
※生活保護法に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の金額を合計したもの

○国民健康保険税の減免(表1)

世帯の実収入金額の3カ月平均	減免割合
100分の105以下	100%
100分の105を超え100分の110以下	70%
100分の110を超え100分の120以下	50%
100分の120を超え100分の130以下	30%

○国民健康保険の一部負担金の減免(表2)

世帯の実収入金額の3カ月平均	減免区分
100分の105以下	免除
100分の105を超え100分の120以下	徴収猶予

火災、床上浸水などの災害により、資産に重大な損害を受けた場合にも減免を受けられます。

災害の場合の基準

災害の程度	減免割合
住居の全焼・全壊	100%
住居の半焼・半壊	70%
床上浸水	50%

減免を受けるには申請が必要です。書類や手続きなど詳しくは、保険医療課までお問い合わせください。

正しく分別しましょう！

問 環境対策課 内 2252

●①布団、シーツ、カーテン、じゅうたんなど
②ブルーシート、ビニールプールなど
1辺1m未満に切断し、透明もしくは中身が確認できる半透明の袋に入れた場合、①は可燃ごみ、②は不燃ごみとして集積所に出せます。
折りたたんで袋に入る場合でも、1辺1m未満に切断していない場合は粗大ごみになりますのでご注意ください。
※ホースなどの長いものは、1m未満に切り、束ねて不燃ごみで出してください(ホースリールも不燃ごみ)

●きれいな衣類・下着類
古着の日に収集しています。雨の日や雨の降りそうな日には出さず、次の収集日に出してください。
※45ℓの袋に入る大きさのぬいぐるみ・クッションは不燃ごみ



●ペットボトル
キャップやラベルを必ず外し、識別表示マークに従って正しく分別してください。また、中を水洗いし、中身がない状態で出してください。



●リチウムイオン電池が使われている製品
モバイルバッテリーなどは、ごみ収集車やクリーンセンターでの火災の原因となるので、不燃ごみとは袋を分けて、袋に「充電式小型家電」のシールか、「充電式小型家電」と書いた紙を貼って出してください。
または、役場やふれあい活動センターゆめくるにある「充電式小型家電回収ボックス」をご利用ください。